

第2章

子育て支援・少子化対策の動向

1 国の動向

国においては、平成2年に前年の合計特殊出生率が1.57となり、「ひのえうま」（昭和41年）という特殊な要因により過去最低であった1.58を下回ったことを契機に、子どもを生み育てやすい環境づくりの検討を始めた。

平成6年には、エンゼルプランを策定し、保育サービスを中心とした支援策を拡充した。平成11年には、新エンゼルプランを策定し、保育サービスを中心とした支援策から、雇用、母子保健、教育等への支援を含めた総合的な支援策を展開した。

しかしながら、少子化の進行に歯止めがかからないことから、平成15年以降、次世代育成支援対策推進法の制定や、子ども・子育て応援プランの策定等により支援策の拡充を図ってきた。

その後、平成19年には「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を策定し、それを踏まえ、平成20年には「新待機児童ゼロ作戦」などを策定している。

そして、平成22年1月に、今後の5年間の包括的な子育て支援策を内容とする「子ども・子育てビジョン」を策定し、子ども手当の創設など、経済的支援の充実を図るとともに、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築を進めることした。平成24年3月には、「子ども・子育て新システムに関する基本制度」を決定し、これに基づき、総合こども園創設を柱とする子ども・子育て新システム関連法案を国会に提出した。

しかし、社会保障・税一体改革の修正協議の結果、幼稚園と保育園を一体化した「総合こども園」の創設は見送られ、現在の「認定こども園」の拡充により、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援が総合的に推進されることとなった。修正後の子ども・子育て関連3法は平成24年8月に成立・公布され、「子ども・子育て会議」において、具体的な制度の検討が進められている。

国の子育て支援・少子化対策の経緯

平成 6 年	「エンゼルプラン」の策定
平成 11 年	「新エンゼルプラン」の策定
平成 15 年	次世代育成支援対策推進法の制定 少子化社会対策基本法の制定
平成 16 年	「少子化社会対策大綱」の策定 「子ども・子育て応援プラン」の策定 児童虐待防止法及び児童福祉法の改正
平成 18 年	新しい少子化対策について
平成 19 年	<u>「子どもと家族を応援する日本」重点戦略の策定</u> 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」
平成 20 年	<u>「新待機児童ゼロ作戦」の策定</u> 児童福祉法及び次世代育成支援対策推進法の改正
平成 22 年	<u>「子ども・子育てビジョン」の策定</u> <u>子ども手当の創設及び高校無償化の実施</u> <u>「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」の決定</u>
平成 24 年	<u>「子ども・子育て新システムに関する基本制度」の決定</u> <u>子ども・子育て関連3法の制定</u>

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略の策定

平成 19 年に、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略会議が設置され、「すべての子ども、すべての家族を大切に」を基本的考え方とし、制度・政策・意識改革など、あらゆる観点から検討を重ね、「仕事と生活の調和の実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」に同時に取り組むことを内容とする重点戦略を取りまとめた。

「新待機児童ゼロ作戦」の策定

重点戦略を踏まえ、保育所等の待機児童解消をはじめとする保育施策を質・量ともに充実・強化するため、平成 20 年からの 3 年間を集中重点期間として、保育所の受入児童の拡大、家庭的保育事業の制度化と普及促進、放課後児童クラブの推進などの取組を進めることとした。

「子ども・子育てビジョン」の策定

「子ども・子育てビジョン」は、「少子化社会対策大綱」等を全面的に見直し、今後 5 年間の子育て支援策の指針として新たに策定したもので「社会全体で子育てを支える」という基本理念への転換、バランスのとれた総合的な子育て支援策の実施や待機児童の解消等に向けた数値目標の設定等を内容としている。

子ども手当から児童手当へ

次代を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するため、中学校修了までの児童を対象とした子ども手当が創設された。平成 24 年度から、児童手当法の改正により新しい児童手当制度が開始され、制度が恒久化された。

高校の実質無償化

家庭の状況にかかわらず、すべての意志のある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、公立高等学校等の授業料を無償化するとともに、私立高等学校等の生徒等の授業料に充てるための高等学校等就学支援金を創設することを目的とする法律が、平成 22 年通常国会で成立し、平成 22 年 4 月 1 日から施行された。

子ども・子育て支援新制度

幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、平成 24 年 8 月に子ども・子育て関連 3 法(子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、関係法律整備法)が通常国会で成立し、同月 22 日に公布された。主なポイントは、①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(「施設型給付」)及び小規模保育等への給付(「地域型保育給付」)の創設、②認定こども園制度の改善、③地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実、であり、平成 27 年 4 月 1 日からの本格施行を目指して、「子ども・子育て会議」において具体的な制度の検討が進められている。

2 本県の動向

本県においては、次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりを推進するため、平成5年に、「児童環境づくりビジョン」を策定し、平成6年には、平成12年度までの7年間を期間とする「山口県児童環境づくり行動計画」を策定した。

平成13年には、誰もが安心して子どもを生み、育てることができる社会の構築を目指して、「やまぐち子どもきららプラン21」を策定し、保健・医療、福祉、労働、教育など総合的な施策を推進してきた。

その後、平成15年に、次世代育成支援対策推進法が制定されたことから、平成17年3月に「やまぐち子どもきららプラン21」を改定し、同法に基づく都道府県行動計画として位置付けた（平成22年10月に再度改定し、山口県次世代育成支援行動計画・後期計画として策定）。

さらに、平成19年には、本県の子育て支援・少子化対策の基本となる「子育ての文化の創造のための子育て支援・少子化対策の推進に関する条例」（以下「子育て文化創造条例」という。）を制定し、社会全体での取組を一層推進している。

また、社会全体で子どもや子育てを支える環境づくりを進めるため、本県独自に、県民総参加で子育て支援の輪を広げる「やまぐち子育て県民運動」を展開している。

本県の子育て支援・少子化対策の経緯

平成 5 年	「児童環境づくりビジョン」の策定
平成 6 年	「山口県児童環境づくり行動計画」の策定
平成 13 年	「やまぐち子どもきららプラン21」の策定
平成 15 年	やまぐち子育て県民運動の開始
平成 17 年	「やまぐち子どもきららプラン21」の改定 (山口県次世代育成支援行動計画の策定)
平成 19 年	子育て文化創造条例の制定
平成 22 年	「やまぐち子どもきららプラン21」の改定 (山口県次世代育成支援行動計画・後期計画の策定)

「やまぐち子どもきららプラン21」の策定

少子化の進行や児童虐待の増加など、子どもを取り巻く環境が大きく変化してきている状況に対応するため、山口県少子化問題調査検討委員会の提言「少子化の課題と対応」を踏まえつつ、国の「新エンゼルプラン」との整合性を図りながら、平成13年に、「やまぐち子どもきららプラン21」を策定し、家庭、学校、職場、地域などが一体となって、子どもや子育て家庭を支援する取組を計画的に推進することとした。

その後、国において、平成15年に次世代育成支援対策推進法が制定され、その翌年に、「少子化社会対策大綱」や「子ども・子育て応援プラン」が策定されたことなどを踏まえ、平成17

年に、「やまぐち子どもきららプラン 21」を改定し、次世代育成支援の観点に立った子育て支援・少子化対策に取り組んできた。

また、平成 22 年には、同プランを見直し、新たに、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間を計画期間とする計画を策定した。

やまぐち子育て県民運動の展開

平成 15 年から、子どもや家庭に関わる機関、団体、事業所等が協働して、県民総参加で子育て支援の輪を広げる本県独自の「やまぐち子育て県民運動」が展開されている。

子育て支援者、関係機関・団体、事業所等で構成する「やまぐち子育て県民運動推進会議」を推進母体として、県内各地域で子育て県民運動地域コーディネーターによるネットワークづくりや県民運動サポート会員（子育て応援団・結婚応援団）の自主的・主体的な活動、ホームページ「やまぐち子育てゆびとまネット」による情報発信、「子育て文化創造フェスタ」や「やまぐち子どもハッピーフォーラム」の開催など、様々な取組を展開している。

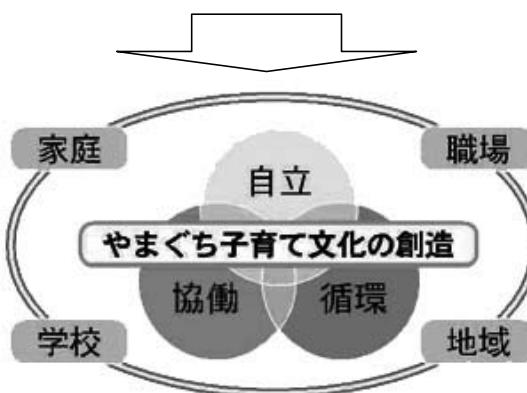
子育て文化創造条例に基づく施策の推進

少子化の進行に歯止めをかけ、安心して子どもを生み、育てることができる社会を実現するため、社会全体で共に力を合わせて子育てを支えていく、山口県らしい「子育て文化の創造」を目指して、平成 19 年 10 月に、今後の子育て支援や少子化対策の基本となる子育て文化創造条例を制定した。

本県における少子化の進行、子どもや子育ての現状などを踏まえながら、家庭、学校、職場、地域など社会全体で子どもや子育て家庭を支える環境づくりを推進するため、子育て文化創造条例に定める基本的施策の方向性に沿った諸政策を総合的に展開している。

《基本的施策》

- ・子育て文化の創造に向けた気運の醸成
- ・保健医療サービスの充実と健康の増進
- ・子育て家庭への支援の充実
- ・子どもの学習環境の整備充実
- ・職業生活と家庭生活との両立支援
- ・地域における子育て支援の充実
- ・子どもの安全確保と健全育成



コラム

きみのためにできること

・ その日、僕はある事が原因でひどく落ち込んでいて、子供を保育園から連れて帰る途中スーパーに立ち寄り、大雨の中、ベンチに腰掛け、事の発端から結末までを6才の彼女に伝えた。珍しく落ち込んでいる様子の僕を気遣ってか、彼女は最後まで黙って話を聞いてくれて。そのおかげで随分気持ちが落ち着いたのを覚えている。

家に着く頃には雨脚は更に強まっていて、僕は玄関先に車を着け、助手席のドアを開けると、雨音にかき消されないように強めの声でこう言った。「先に入ってろ！」その後、車を回して、傘がないので走って玄関に向かう。すると家の前に何か見える。もしやと思い近づいてみると、それは上着のフードをすっぽりと被った、ずぶ濡れの我が子であった。彼女は僕を見上げてニコッと笑い、僕は肩の力をスッと抜いて、

「バカヤロウ…」と言った。そして二人でゆっくり玄関まで歩いた。僕の顔はずぶ濡れで、雨が降っていて良かったと思った。・

実話ですか？と聞かれそうなエピソードであるが、勿論実話である。塾の講師である私は夕方から夜中心の勤務で、子供が家に帰る時間に仕事が始まるというすれ違いの生活を長年送っている。それでも我々父子が強い絆で結ばれているのは、こうして心が通い合っているせいであろう。

子供は朝何時に起きて、夜は何時までに寝て、あれを食べさせて、これは食べさせないで、どれくらい遊ばせて、日に最低これくらいは机に向かわせて、あれとこれを習わせて…と、それも良いかもしない。しかし、子供のために親がやらなければならないことは、そのマニュアルに従うことだろうか。それはまるで自分中心の子育てで、只々理想と勝手な思い込みを子供に押しつけているに過ぎない。何よりも大切なのは、愛情を注ぎ、心と心を通わせることであると私は思う。そのために私達が出来る事は、子供を征服する事ではなく、彼らを見つめ、向き合うことである。そうすれば当然我々も悩み、怒り、時に迷う。そしてその中で家族が一緒に成長し、個性豊かな子供を育てる環境が整うのである。

「仕事や家事に大忙しのお父さんお母さん、もし大切な人が呼んでいるなら、その手を少し休めて、あなたの時間を割いてください。それが第一歩です」

山口県子育て文化審議会委員 仲 慎太郎